

新潟県小学校長会各部組織運営要綱

1. 根 拠

この要綱は会則第4条第2項及び第3項の規定により、各部及び特設委員会の組織運営について定めたものである。

2. 基本的事項

- (1) 各部は、対策部・福利部・研修部・広報部とする。
- (2) 特設委員会は、各部の活動によりがたい場合、若しくは、臨時に部に類するものを必要とする場合、本会独自に、又は他団体と提携して設けるものとする。
- (3) 各部及び特設委員会は、理事会の委任を受けて、会務を執行することができる。
- (4) 各部に正副部長を置き、理事がこれにあたる。
- (5) 特設委員会に正副委員長を置き、会長が委嘱する。

3. 各部の活動領域

- (1) 対策部 主として、教育制度、教育行政等の改善に向けた対策活動に関すること。
- (2) 福利部 主として、教職員の地位待遇の向上に関すること。
- (3) 研修部 主として、会員の研修並びに学校経営の研究に関すること。
- (4) 広報部 主として、各郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会、又は各会員の連携に関すること。
- (5) 特設委員会 必要により定める。

4. 各部部員の選出

- (1) 各部の部員は、各郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会で選出し、会長が委嘱する。
- (2) 各部の部員数は、会則第10条の別表の規定による。ただし、会長が必要と認めた場合は追加することができる。
- (3) 各部の部員は、2以上の部の部員と重複しないものとする。
- (4) 特設委員会の委員は、会長が理事会の議を経て委嘱する。

5. 要綱の改正

- (1) この要綱は、評議員会で改正できるものとする。

備考 昭和53年5月12日 改正
平成29年3月29日 改正